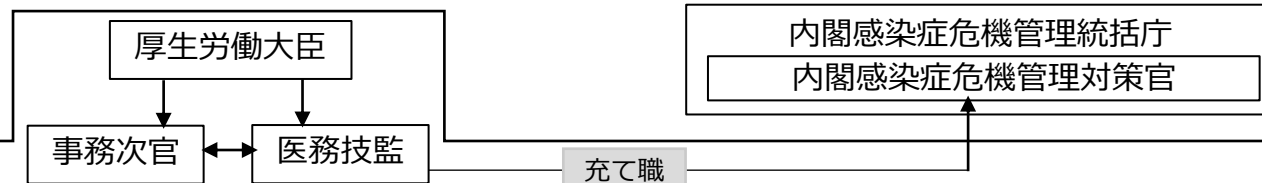


「感染症対策部」の概要

- 感染症対応能力を強化するため、**内閣感染症危機管理統括庁の設置と同じく9月1日に、厚生労働省に、感染症対策部を設置**(厚生労働省組織令改正)。
 - ※ 医務技監(内閣感染症危機管理対策官(充て職))の感染症対策の関係部局の統理のもと、感染症対策部長がその指揮・命令の下で感染症対策に関する省内の調整を主導する。
 - ※ 感染症対策部に、「企画・検疫課」、「感染症対策課」、「予防接種課」の3課を設置する。
(現行の結核感染症課は「感染症対策課」とするとともに、同課に「結核対策推進室」を新設する。)
- 感染症対策部は、平時から、感染症の特性の分析・把握、検査、予防接種、保健所の支援、検疫等について一体的に実施するとともに、感染症危機対応の業務に関する厚労省内の調整を主導。
- 感染症危機時には、感染症対策部を中核として応援職員を招集し、体制を迅速に構築。また、平時からの経験やデータの蓄積に基づく有効な感染症対応を組織的な指示系統のもと実施。

感染症対策部のイメージ



感染症対策部

- ・ 平時から、感染症の特性の分析・把握、検査、予防接種、保健所の支援、検疫等について一体的に実施するとともに、感染症危機対応の業務に関する厚労省内の調整を主導
- ・ 国立健康危機管理研究機構(令和7年度以降設置)の監督を担い、平時からの経験やデータを蓄積。

調整

医政局：医療病床・医療人材の確保
医薬産業振興・医療情報審議官：治療薬等の開発、物資の確保
健康・生活衛生局(本局)：保健所の体制構築(保健所応援体制の整備等)
医薬局：医薬品の承認審査
等

厚労省対策本部(感染症危機時)

- ・ 感染症危機時には、感染症対策部を中核として応援職員を招集し、体制を迅速に構築。
※ 平時より、感染症危機時に備えたリストを作成、対象人員に対する研修を実施。

監督

科学的知見の提供

国立健康危機管理研究機構(令和7年度以降設置)
・ 感染症に関する科学的知見の獲得・提供

科学的知見の提供

令和5年度 健康局組織再編（感染症対策部関連）

（ 現 行 ）

（ 令和5年9月1日 ）

【健康局】

健	康	局
総	務	課
健	康	課
が	ん	・ 疾 病 対 策 課
結	核	感 染 症 課
難	病	対 策 課
参	事	官（ 予 防 接 種 担 当 ）

【医薬・生活衛生局】

医	薬	・ 生 活 衛 生 局
総	務	課
医	薬	品 審 査 管 理 課
医	療	機 器 審 査 管 理 課
医	薬	安 全 対 策 課
監	視	指 導 ・ 麻 薬 対 策 課
血	液	対 策 課
生	活	衛 生 ・ 食 品 安 全 審 議 官
生	活	衛 生 ・ 食 品 安 全 企 画 課
食	品	基 準 審 査 課
食	品	監 視 安 全 課
検	疫	所 業 務 課
生	活	衛 生 課
水	道	課

【健康・生活衛生局】

健	康	・ 生 活 衛 生 局
総	務	課
健	康	課
が	ん	・ 疾 病 対 策 課
難	病	対 策 課
生	活	衛 生 課
水	道	課
食	品	基 準 審 査 課
食	品	監 視 安 全 課
感	染	症 対 策 部
企	画	・ 検 疫 課
感	染	症 対 策 課
予	防	接 種 課

【医薬局】

医	薬	局
総	務	課
医	薬	品 審 査 管 理 課
医	療	機 器 審 査 管 理 課
医	薬	安 全 対 策 課
監	視	指 導 ・ 麻 薬 対 策 課
血	液	対 策 課

